（屋内貯蔵所の空地の特例に係る要件）

第四条の二の二　第二条の四各号の規定は、規則第十四条第二項第三号及び第三項（規則第十六条の二の三第二項第一号及び第十六条の二の四第二項第二号においてこれらの規定の例による場合を含む。）の告示で定める要件について準用する。この場合において、第二条の四各号中「製造所又は一般取扱所」とあるのは、「屋内貯蔵所」と読み替えるものとする。

（屋外タンク貯蔵所の空地の特例に係る要件）

第四条の二の二の二　規則第十五条第二項第二号及び第三項（第二十二条の二の三第三項第二号においてこれらの規定の例による場合を含む。）の告示で定める要件は、次のとおりとする。

［一・二　略］

（屋外貯蔵所の空地の特例に係る要件）

第四条の二の二の三　規則第十六条第二項第二号及び第三項（第二十四条の十二第二項第二号においてこれらの規定の例による場合を含む。）の告示で定める要件は、次のとおりとする。

［一・二　略］

（破損試験の方法）

第七条　規則第二十八条の五第二項第五号イに規定する破損試験の方法は、次の各号に掲げる方法又はこれと同等以上の衝撃力を配管に加える方法とする。

［一　略］

二　配管は、次号に掲げる方法により生ずる衝撃力を加えた場合に位置が移動しないように固定しておくこと。

三　バケット容量が〇・六立方メートルの機械ロープ式バックホー型掘さく機のバケットを配管に最大の衝撃力が加わる位置から落下させること。

（耐圧試験の方法）

第四十二条　規則第二十八条の二十八本文に規定する耐圧試験の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一～四　略］

2　前項の規定にかかわらず、規則第二十八条の五第二項第五号ロに該当する配管について耐圧試験を行う場合における規則第二十八条の二十八本文に規定する耐圧試験の方法は、令第九条第一項第二十一号イの水圧試験の例によるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、公布の日の翌日から施行する。

〇農林水産省告示第八百五十三号

令和元年農林水産省告示第四百八十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第一号の規定に基づき、令和四年農林水産省告示第千六百五十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年六月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後			改正前		
（略）			（略）		
別表			別表		
農薬の有効成分	農薬使用者暴露許容量	急性農薬使用者暴露許容量	農薬の有効成分	農薬使用者暴露許容量	急性農薬使用者暴露許容量
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）